

東かがわ市告示第26号

東かがわ市新婚等世帯家賃助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月21日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市新婚等世帯家賃助成金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市新婚等世帯家賃助成金交付要綱（平成27年東かがわ市告示第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市内への<u>定住促進</u>を図り、活力あるまちづくりを推進するため、市内に住所を有する新婚等世帯で民間賃貸住宅に居住する者に対し、東かがわ市新婚等世帯家賃助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(助成対象世帯)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 婚姻届を提出した夫婦又はパートナーで、婚姻届出日又は宣誓証明書等の交付日現在において、夫婦又はパートナーのいずれかが満40歳以下であること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(失効)</p> <p>3 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 <u>令和9年3月31日</u>以前に第5条第1項の規定により初年度の交付申請をしたものにかかる助成対象期間及び交付手続等については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市内への<u>移住定住促進</u>を図り、活力あるまちづくりを推進するため、市内に住所を有する新婚等世帯で民間賃貸住宅に居住する者に対し、東かがわ市新婚等世帯家賃助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(助成対象世帯)</p> <p>第3条 助成金の交付対象世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚等世帯とする。</p> <p>(1) <u>平成26年4月1日以降</u>に婚姻届を提出した夫婦又はパートナーで、婚姻届出日又は宣誓証明書等の交付日現在において、夫婦又はパートナーのいずれかが満40歳以下であること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(失効)</p> <p>3 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 <u>令和6年3月31日</u>以前に第5条第1項の規定により初年度の交付申請をしたものにかかる助成対象期間及び交付手続等については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。